

令和8年度八潮市語学指導助手派遣委託仕様書

1. 件名

令和8年度八潮市語学指導助手派遣委託

2. 目的

八潮市立小・中学校それぞれの学年に応じた国際理解教育や英語教育の一層の充実に寄与する。小学校においては、「聞くこと」「話すこと」を中心とした外国語活動を通して、外国語に慣れ親しませる。また、教科として外国語を位置づけ、文字や定型文を加え、指導の系統性を確保する。さらに、中学校においては、主として生徒が実際に活用できる実践的なコミュニケーションの能力等を高めることを目的とする。

3. 派遣内容

- (1) 小学校における外国語活動や外国語、中学校における英会話を中心とする英語の指導。
- (2) 小中学校や市主催の講座での英会話や異文化理解の指導（あいさつ、自国の生活習慣や文化紹介、英検対策）等。
- (3) (2) の指導内容や言語活動に見合った教材（ワークシート、各種テスト、資料の作成）の開発等。
- (4) 小学校における「聞く・読む・話す・書く」ことの指導等。
- (5) 中学校では、ノート、ワークシート、テスト等の点検。
- (6) 小中学校での教職員に対する英会話の指導。
- (7) スピーチコンテスト出場者への助言指導と大会での審査等。
- (8) 学校行事等への参加。
- (9) 小中学校との合同授業等の指導。
- (10) その他、児童生徒の国際理解教育に寄与する事務及び提供できるサービス全般。
内容については、双方の協議によるものとする。

4. 語学指導助手

英語教育について専門知識を有し、児童生徒の指導について十分指導力のある外国人。教授技術の訓練を受けている者。また、日本語もある程度理解し、教職員と充分な打合せができる者。

5. 指導形態

上記2の目的を達成するために、各学校の教育計画・指導計画に基づき、必ず教員と共に指導に加わり、教員の指導補助を行う。

6. 派遣人数

8名

7. 対象

八潮市立各小・中学校

8. 配置校及び配置日程

配置校及び配置日程については、別に定める。但し、配置期間に変更がある場合は、派遣業者と学校双方の協議により変更できるものとする。

9. 派遣期間、勤務日及び休暇日

- (1) 派遣する期間は、令和8年4月1日（水）から令和9年3月31日（水）までと

する。

- (2) 勤務日は、上記（1）の期間のうち、土曜日、日曜日及び次の各号に掲げる日を除く日とする。ただし、週休日に勤務（運動会、授業参観等）を依頼することができる。その際は、週休日の振替を行う。
- ①国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
 - ②県民の日を定める条例（昭和46年埼玉県条例第58号）に規定する日
 - ③夏季休業日（八潮市立小・中学校管理規則第3条に定める期間）のうち、別に定める日（7日間相当以内）を除く日
 - ④冬季休業日（八潮市立小・中学校管理規則第3条に定める期間）
 - ⑤学年末休業日（八潮市立小・中学校管理規則第3条に定める期間）
 - ⑥その他校長が勤務を要しないと指示した日
- (3) (2) の規定に関わらず、派遣業者と学校、双方の協議により勤務日を定めることができるものとする。

10. 勤務時間、就業開始時刻及び終了時刻、休憩時間

一日あたりの勤務時間は、8：15から16：50の間の6時間未満。
休憩時間は就業時間から勤務時間を除いた時間。

11. 勤務簿

派遣業者が発行したものを使用。

12. 派遣料に含まれるもの

- (1) 授業料
- (2) 消費税
- (3) その他、語学指導助手にかかるすべての費用（住宅費、諸手当、保険、税金、採用費、ビザ取得手続費、トレーニング費、交通費、語学指導助手管理費等）

13. 派遣業務に付帯する各事項

(1) 語学指導助手の交替

八潮市教育委員会は、派遣された語学指導助手に問題があると認めた場合、派遣委託先へ改善指導を求めることができる。それでも改善が認められなければ、協議の上、直ちに新任の語学指導助手を手配する。

(2) 語学指導助手の通勤時及び勤務時間における事故

語学指導助手の通勤時及び勤務時間における身体事故については、派遣委託先において処理すること。また、派遣委託先が全責任を負うものとする。但し、学校は事故後の語学指導助手の安全確保に配慮するものとする。

(3) 語学指導助手欠勤時の対応

語学指導助手が八潮市教育委員会の定める規定を超えて休暇をとる場合や、事故が生じた場合は、学校の希望に応じ速やかに代理等の措置を講じること。

(4) 教材開発及び提供

児童生徒の英語による基礎的・実践的なコミュニケーション能力の向上に向け、小学校においては、小学校外国語活動・外国語学習指導要領や教科用図書(東京書籍 NEW HORIZON Elementary English Course)に対応した学級担任及び語学指導助手用の学習指導案の作成や教材などを提供すること。

(5) 派遣委託遂行にあたり、派遣委託先あるいは語学指導助手がそれぞれ、その責任に帰する理由により、八潮市教育委員会または第三者に損害を及ぼす事態になった場合は、その賠償は八潮市教育委員会と協議の上、派遣委託先の責に帰するものとする。

14. 一般事項

- (1) 法令等の遵守
受託者は、本業務の実施にあたり、関連する法令等を遵守しなければならない。
- (2) 秘密の保持
受託者は、本業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。
業務完了後も同様とする。
- (3) 打ち合わせ
受託者は、本市担当者と緊密な連携をとり、適宜に十分な打ち合わせを行うとともに、中間報告を求められたときは、直ちに報告を行うものとする。
なお、打ち合わせにあたっては、原則として受託者の担当者が立ち会うものとする。